

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第8回）

平成20年 3月24日（月）

午後 1 時30分～ 4 時30分

京都ガーデンパレス「鞍馬」

1 開会

○座長

今日は、新京都府人権教育・啓発推進計画に係る今年度の「平成20年度実施方針等」及び「その他」について事務の方から説明があります。

2 新京都府人権教育・啓発施策推進計画平成20年度実施方針等について

●事務局

平成20年度においては、本庁の部局の再編が予定されており、府民の視点、計画の視点、行革の視点という三つの観点から、部局の見直しを行うこととしているところです。

人権啓発推進室も現在は府民労働部に入っていますが、人権、男女共同参画、青少年等の府民に関わりのある府民生活部に再編され、引き続き人権啓発推進、そして、人権啓発の総合調整の業務を担うこととなっているところです。

なお、平成20年度の実施計画については、説明資料を現行の部局に対応する形で整理させていただいています。20年度に入りましたら、改めて整理した上で目を通していただきたいと思います。

（1）平成20年度実施方針について

●事務局

19年度の実施方針と異なる点を中心に説明をさせていただきます。

「策定の趣旨」は変わりませんが、19年度における人権をめぐる状況としまして、人権教育のための世界プログラムが、2007年までのものが2年延長になった点、国で障害者権利条約に署名をしたという点が変更点です。

法律的な制度の関係では、戸籍法の改正、あるいは探偵業法の施行等の取組が行われたところです。

現況は、こうした状況を踏まえつつ、人権をめぐる状況としては、それ以前の年度の状況とそう変わらず、いじめや虐待とか、あるいは自殺者が9年続けて3万人を超える状況で、引き続き人の命の大切さを、粘り強く啓発する取組が必要であるというように認識しています。

具体の事象といたしましては、2年前、平成17年に行政書士による大量の戸籍等の不正取得事件が発生しましたが、それにもかかわらず、昨年の夏に三重県の方で同種の事象がまた発生し、しかも全国規模で行われたという事象が発生しています。

また、直近の懇話会でも取り上げていただきましたが、インターネットをめぐるいろいろな事象、それがいじめや差別などにもつながっている状況が特徴的な1年であったと感じています。

このような状況を踏まえつつ、20年度の啓発に当たっては、テーマ設定などに反映させて進めて行きたいと考えています。

具体的に平成20年度の実施方針は、基本的にはこれまでの取組と同様のスタイル、姿勢で臨みたいと思っていますが、特に20年度におきましては、世界人権宣言60周年に今年が当たりますことから、その取組をいろいろな形で年間を通じて実施してまいりたいと考えています。特に若者層や、人権問題等に関心の高い層として、人権啓発サポーターに登録していただいた人数が一定集まってきた状況であり、今度はその集まっていたサポーターに対して双方向の取組を進めて行きたいと考えており、平成20年度の特徴と考えています。

個別の重点事項につきましては、18年度、19年度の実施方針と同様ですが、法務省の啓発重点事項と整合性を図りつつ、連携して取り組んでまいりたいと考えており、各人権の普遍テーマ、個別テーマは、19年度と変わりありません。

個別の項目については、その時点に応じて、取組の視点、基本的な視点と書いています。

取組の視点といたしまして、身近な問題から人権について考えるために、要は地域の問題として考えるために、「自分自身にできることを考えるために」という、このスタイルは19年度実施方針と同様のスタイルです。

この中で特に、19年度と比べて書き加えたところは、例えば、「地域の問題として考えるために」、あるいは「自分自身にできることを考えるために」というところで、人権啓発サポーターとしてイベントの機会などに人権啓発サポーターを募集し、現在で約370名ほどの方に登録いただいて、今はどちらかというと情報発信が中心になっていますが、20年度はサポーターの方から意見をいただいて、それを人権教育・啓発施策に取り入れられるような方法を模索して、人権教育・啓発に反映できるように持って行きたい、人権啓発サポーターとの連携を強化する、あるいはお互いに意見交換を行うなど、連携・双方向の取り組みの推進に努めるという記載をしています。

また、NPOとの連携につきましても、この5年間ほど、いろいろな形で取組を模索してまいりましたが、関係性が高まってきましたので、次の段階にどのような形のものが取り組めるか、そこを意識をしながら連携・双方向の取組の強化、推進に努めてまいりたい。この点が19年度と異なり、意識

して取り組んでまいりたいところです。

○座長

個別の問題については、各担当部局から報告いただきますが、全体的な問題、今説明いただいた点で、もし何か、今言っておきたい、あるいは指摘しておきたいことなどがありましたら、各委員御自由をお願いします。

○委員

人権啓発サポーターさんというのが370人ぐらいいらっしゃるということで、意見を取り入れて啓発事業を行えたらということと、啓発イベントなどでNPO法人与双方向でやりたいということで成る程と思いましたが、そのときに一つの提案ですが、人権啓発推進室と府民の方が双方向になるというよりは、例えば、60周年のフェスティバルをなさるときに、一緒にやろうというとき、男女共同参画関係の部署もあると思います。人権啓発推進室だけにならないで、そこで広がりを持つような形の双方向を考えていただけたらと思います。私たちよりも、さらにもっと府民の日常生活に即した形で動いてらっしゃるような方たちと、これから双方向とおっしゃるときに、人権啓発推進室だけが連携するというのはまずいと思いますので、なるべくいろいろな部局の方たちが、そういう方たちと接することができるような方向になっていただけたらと思います。

○座長

ほかに、関連の御発言ありましたら、お願いします。

○委員

人権啓発サポーターの中身をもう少し紹介していただけますか。

●事務局

私ども、一つの人権啓発をする取組のキーワードとして、行政の方から一方的にというと少し言い過ぎかもしれませんが、情報を発信することについては、非常に力を入れてきましたが、双方向、府民の皆さんからも言っていただく、そして我々も言う。そこで対話が生まれて、それが人権啓発につながるという取組が非常に大事だと思っており、その中身として委員が言われたように人権啓発推進室と府民の方だけでは当然足りないわけで、私ども人権啓発推進室というのは、将来の人権問

題についての相互調整、連絡等も含めてさせていただいているので、委員から指摘のあった視点、切り口も含めて60周年についても検討させていただきたいと思います。

サポーター制度ですが、これも双方向という一つの切り口を検討する中で、府民の皆さんの中で人権問題について関心のある方、もっといろいろな情報を聞きたいというような方がたくさんいらっしゃいます。いろいろな人権啓発に係るイベント開催時に人権啓発サポーター登録を呼びかけたところ、そういった方が登録をしてくれました。昨年からはめたことですが、2年間で370名ほど登録いただきました。

当初、この人権の問題というのは、取っ付きにくいので、どれぐらいの方が登録してくれるのか心配でしたが、19年度の目標200名に対し、それをはるかに超えて370名に登録していただき、非常に手ごたえを感じています。この登録をしていただいた方には、人権情報、催し物とか、イベントなどの案内や、私どもが作成している冊子、啓発資料などを個別にお送りし、情報発信していますが、それだけでは問題が解決しないので、今度はサポーターの方からいろいろな意見を言ってくださいという話もしています。

まだそれほど多くないのですが、意見を言ってくれる方もあります。19年度までは、サポーターに登録していただくという取組が中心でしたが、20年度は370名の方に対して、何かこちらから双方向の具体的な取組ができる仕掛けというものを検討しています。このサポーターの皆さんが地域の人権啓発の中心になっていただいて我々と一緒に協働して取り組むところまでいっていただければ、すばらしいと思っていて、そのあたりまで見据えた形のシステムにしたいと思っています。

○委員

サポーターの方は年齢的にどのような広がりがありますか。また地域的な分布など、中身を少し説明願います。今後いろいろな活動を進めていかれるにしろ、その人たちが担ってくれるということになると、地域的な強弱関係も出てくるでしょうし、それから、例えば、退職した60歳以上になると、割と時間が使いやすくなるでしょうし、学生さんらはエネルギーはいっぱいあるけれども、試験の前は忙しいというような、そういう先行き、もう少し展開すると見えてくるかなということでお聞きしたいわけです。

●事務局

具体的な数字に係る資料は手元にありませんが、人権の催しに出席をしていただいている方は、比較的高齢の方が多いので、サポーターの方もそういった方が中心ではないかと思っています。

次回、もう少し具体的な形の年齢層とか、地域的な分布の仕方についても御報告したいと思いますが、今は資料が手元にありませんので、非常に簡略的な話で申しわけありません。

○座長

年齢等をおっしゃいましたが、地域も特定地域に偏らないように、なるべく府内全般にお願いしたい。現実とこちらの希望とは必ずしも一致しないと思いますが。

ほかにはありませんか。

○委員

NPO法人という立場から、この5年間で自分たちでやっていることが人権尊重をした事業であるとか思っていながらも、より一緒に関わりをつくることによって見えてきました。それと、いろいろな団体ともつながってきたということが、この5年間の成果だったと思っています。その中で実感していることは、チャイルドラインの事業を通してではありますが、参加者たちが、どれだけ主体的になるかということが、人権意識の低い方ではどうしても身に付かないというのを実感しています。チャイルドラインに届けられる子どもたちの声から、大人たちがコミュニケーション不全であるということも実感しています。その背景には、大人たちが子供の気持ちを受け入れられない、子どもの思いを受けとめられない環境があると思います。今は、自己の傾聴ワークや自己肯定感を高めるワークショップなど活動を広げていっていますが、地域につながって、一緒にすることで、より人権の意識が高まるということが、少しずつこの1年で見え始めています。ですから、NPOにもいろんな団体もありますし、そういう人たちとも、こういう人権についてどう考えるか、どういうあり方がいいのかということも、もっと連携を持ちながら普及していきたいと思っています。

○座長

受け身ではなく、どうやって積極的に参加してもらうようにしていくか、それこそ啓発していくことかと思います。

●事務局

NPOの方から意見を聞いたり、あるいはアンケートをとっていますが、NPOの方が非常に手応えを感じていただいています。府民の方とNPOの方が対話をするというステージをフェスティバルなどで持ちましたが、それが非常によかったという意見があります。

もう一つは、横の連携で、NPO同士、人権に関するNPOの皆さん方が横の連携ができて、あそこはあんな活動をしているのか、では一緒にというような、そういったことに非常に効果があり、有意義だというお話をいただいています。このNPOの連携というのを一つの柱に取り組んできてもすけれども、そういった意味では非常に大きな手ごたえを感じていまして、この60周年の記念のフェスティバルでも、さらに突っ込んだ、横の広がりを持った取組ができないか、60周年の一つの柱にNPOとの連携ということをさらに掲げて取り組んでいきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○委員

次年度から京都府の全体の組織改革があると伺いましたが、人権啓発推進室は、組織改正の中で何か大きく変わることがあるのか、もし変わるのであれば、組織連携という中で、こういった考え方があったのか教えていただきたいと思います。

●事務局

まず人権啓発推進室は、現在府民労働部という組織にありますが、この府民労働部が三つに分かれまして、一つは府民生活に関連する部分、これが本体として残るわけですが、文化に関連するセクションが文化環境部というところに移ります。それから、労働、府民労働部の労働、これが商工行政と連携を取って取り組もうということで、商工労働、もう一つ観光がつきまして、商工労働観光部の三つに分かれます。

府民生活部は、京都府行政の中で、府民生活に関わる部分、具体的に言いますと、府民協働、安心・安全、人権、男女共同参画、その他府民の生活に関連する部分を総合的に所管をするというセクションになっています。人権啓発推進室は、従来どおりの府民のセクションにあって、従来どおり、人権に係る施策については、教育委員会を含めて総合的な調整を担当させていただくということで、そういう意味では変わりません。

今回の組織改正の三つの視点というのがありますが、その中の一番最初に、府民の視点というものがあり、そういう意味ではより府民に密着をした行政を、協力、協働しながらやっていこうという視点で行政を運営して行くことになると思いますので、今まで以上に連携が取りやすくなると感じています。

○座長

ほかにありませんか。

それでは、事業実施計画に移らせていただきます。事務局、お願いします。

（２）平成20年度人権教育・啓発事業実施計画について

●事務局

実施計画について説明させていただきます。順番に各部局から説明をさせていただきます。

まず、人権啓発推進室から説明させていただきます。

人権啓発推進室の所掌する事業は、資料の29ページから38ページまでです。その中で、特に世界人権宣言60周年に本年は当たることから、それを契機にした取組を年間を通じて取り組んでまいりたいと思っています。その際、特に若者や人権啓発サポーターと連携した取組、あるいはNPO、大学と連携した取組も実施してまいりたいと考えています。

具体的には、主だったところを簡単に説明させていただきますと、「京都人権啓発フェスティバル（仮称）」については、11月8日、9日にみやこめっせ・京都会館を会場として、全国のフェスティバルを京都府で、京都市とともに共催として開催する予定です。

二日間に渡る内容は今詰めをしているところですが、講演会、コンサート、シンポジウムのほかに、私どもこの5年間、人権啓発フェスティバルという形で、NPOとの連携を進めてまいりましたが、そういった部分の一つの集約というか、これまで参加いただいていたNPOの皆さんをより広く紹介をしていただくような連携した取組ができるように計画していきたいと考えています。

また、大学との連携もこの間いろいろな形で進めてきておりましたので、その部分もいかに反映させることができるかというところで、今詰めをしているところです。こういう視点も取り入れたらどうかという御意見をいただけたらありがたいです。

「ヒューマンウィーク in おとくに（仮称）」は、初めての試みになりますが、世界人権宣言60周年記念事業として、12月の人権週間の6日、7日の土日に、向日市、長岡京市の事業として、従来はそれぞれ単独で行われてきたところですが、人権啓発推進会議がNPOと連携して取り組んできたものを、向日市、長岡京市と連携して、乙訓地域一帯で広範な取組としてすることを予定しています。

ポスターコンクールやテレビ、ラジオを通じた啓発、新聞を通じた啓発につきましては19年度同様、進めていく予定です。

60周年の啓発するような冊子の発行も考えているところです。

また、昨年から相談ネットワークというものを立ち上げて、その充実を図るべく取組を進めている

ところであり、相談に関わる担当職員の研修会というものを、さらに充実させてやっていきたいと考えているところが主なものです。

○座長

ありがとうございます。

委員の方、後でまた意見をいただきますので、メモ等で記録をしておいていただきたいと思います。

次の方、お願いします。

●事務局

それでは、知事直轄組織、知事室長グループ、広報課です。

広報課の所掌事務ですが、府民だより等の広報紙や地元放送局での広報テレビ、ラジオ番組を所掌しており、その中で、極めて重要な課題の人権啓発について、府民の皆様への啓発を行うということとして、もう1点、17社が府政記者会に加入しておられ、これらの記者に対します人権に配慮した取材、報道の要請をしているところです。

課題認識として、同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障害のある方、女性、外国人に関わる様々な人権問題を継続的に啓発していくことが重要と認識しています。

取組の方向として、実際に生じている問題も踏まえ、各種広報媒体を活用して、人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行っていくこととしています。

具体的な取組ですが、マスメディア関係者に対する働きかけについては、人権教育・啓発推進計画の趣旨を説明するほか、人権に配慮した取材・報道を要請していくということです。

活字媒体の一番のメインですが、きょうと府民だより、全戸配布の広報紙があります。毎月115万部配布しており、8月号、12月号では特集で啓発するほか、その他の月におきましては、人権ロコミ講座の内容を紹介する記事を掲載する予定です。

テレビ放送番組では、「旬感☆きょうと府」という毎週2回、5分間の番組と、「月イチ☆きょうと府」という毎月1回の30分番組を帯番組として持っており、これらについても、8月、12月に人権の特集をすることを考えています。

3ページ以降について、主だったことだけ紹介させていただきます。

まず、テレビスポット放送ですが、これにつきましては、5月、8月、9月、12月、3月、いずれも地元のKBS京都ですが、1日1回30秒、8月だけ2回、スポットで啓発を行っていくこととしています。

ラジオですが、これも5月、8月、9月、12月、帯番組の中で1回1分ですが、それぞれの月に相応しい内容の構成をして啓発を進めていくこととしています。

その次が、エフエム放送でして、エフエム、あるいはラジオスポットとして、KBS京都でも啓発を順次行っていきたいと考えています。

○座長

ありがとうございました。続けてください。

●事務局

引き続き国際課です。

所掌事務としては、在住外国人、留学生の支援をしています。

課題ですが、在住外国人や海外からの人材の受入れに伴う社会への影響や効果について、人権の尊重に基づいた正しい認識、府民の理解等が必要と認識しています。

また、在住外国人や海外からの人材が地域に定着していただけるよう、きめ細やかな生活滞在の改善やホスピタリティーの向上、文化的多様性に配慮した多文化共生の交流型社会の形成が重要と考えており、取組の方向としては、人権啓発の取組、それと情報提供ということで、ホームページやラジオ放送を通じて提供させていただいたり、また、外国語による生活相談等も実施しています。

地域の定着という意味では、地域の国際交流が必要となっていますので、名誉友好大使を活用し、小・中学校との交流や国際センターでの活動支援をしています。

また、アパート等住宅の問題ですが、住宅に入居される際の留学生を支援するため、大学等と連携して、保証機構を設置しております。

また、外国人研究者が京都府に気軽に來ていただけるよう、府営住宅を使った募集等も行っています。

取組としては具体的な情報提供を5ページに記載しています。

一つは、外国語生活ガイド作成ということで、財団法人京都府国際センターのホームページを活用し、生活情報を5カ国語で提供しています。

また、外国語ラジオ放送としましては、FMCO・CO・LOを活用して、毎週水曜日に英語と中国語で放送しています。

その他の言語については、ハングル、ポルトガル、スペイン語になりますが、国際センターのホームページを活用して情報を提供しています。

また、府のホームページの多言語化を行うとともに、メールマガジンによる京都府の情報等を英語版を月2回程度発信しています。

6ページの住居支援ですが、京都地域留学生住宅保証制度というのは、留学生等が中心になっていますが、大学と連携し、住宅機構をつくり、なかなか住宅への保証ができない留学生に対して、大学と連携しての保証をさせていただいております。府営住宅についても同様に適用をさせていただいております。

もう一つ、外国人研究者・留学生等のための居住支援ということで、府営住宅を活用して、短期滞在の研究者のための住宅確保のため、原則1年以内で来られる外国人の方に対して、住宅を提供しようというものです。

外国人研究者・留学生に対する府営住宅への優先入居ということで、府営住宅を活用しながら、定期的に大学を通じて募集をかけております。

○委員

新しい試みなどがありましたらコメントしながら説明願います。

○座長

それでは、特に新しいものがある場合は、その点を指摘、強調しながら報告をお願いします。

●事務局

平成20年度における職員の人権研修の計画概要について説明します。

課題認識ですが、私たち公務員である京都府職員においては、人権意識を高め、職場の業務、あるいは地域社会の活動において、人権問題について実践を行うことができる職員を養成していくということが大切であると考えています。

そのために研修センターにおいて、実施する人権研修はもちろんのこと、各職場において行っている職場人権研修への効果的な実施についても取り組んでまいりたいと考えています。

次に、来年度の新規の取組として、様々な人権研修を行っていますが、この成果を一時的なものにしてしまうのではなく、職員が公私に及ぶライフサイクル、全体を通じて、常に人権を意識して行動する職員を育成したいということで、そのための試みとして、人権研修ノートというものをつくることとしました。

これは、職員全員が1冊ずつ保持し、職員でいる間は人権研修の内容や研修を受けての自分自身の

取組や抱負といったものなどをその都度記入してもらい、常に振り返りながら、その立場、立場において人権について考えてもらうという試みです。

詳しくは、別途説明いたしますが、前々回の懇話会において委員から提案いただいた内容を踏まえ、来年度から実施することとしたものです。

今年の4月に入庁する新入職員がおりますが、その研修の中で人権研修もありますので、そういうところから始めていきたいと考えています。

8ページ、9ページを御覧ください。

研修ですが、センターで行っている研修として、一つは新規採用対象者と同じように、採用年次、職務等で指名する職員に対して、それから人権問題において職場研修を進めている指導者、主任に対する研修、あるいは全職員に対する研修といった形で行っています。おおむね昨年と同程度、10コース18回、約2,500人程度を対象に計画しています。

それから各部局で独自に行っている研修ですが、これについては6,500人ということで、職員全体の七、八割をカバーするような規模まで行っているところです。

また、自己学習支援といたしまして、私どものポータルサイトがございますけれども、そこに研修という項目があり、その中に研修の講演録といった自学でしてもらうための材料等を提供しています。

さらに、世界人権問題研究センターが開催している研修が多々ありますが、その中の研修、あるいはフィールドワークとして行っておられる研修会等に職場の研修指導者の方たちに参加してもらっているところです。

○座長

ありがとうございます。

●事務局

総務部の計画について説明させていただきます。

11ページを御覧ください。

総務部については、府立医科大学、府立大学、消防学校等を所管しており、教職員や医療関係従事者、消防職員など特定職業従事者に対する研修などを実施しているところです。

また、文教課で私立学校や宗教法人を所管しており、私立の幼稚園、小・中・高校や宗教関係者に対する人権教育や啓発の推進に係る支援を行っているところです。

さらに、総務部においては、個人情報保護条例を所管しており、個人情報保護の推進に努めている

ところでは。

課題認識と取組の方向についてですが、教職員に対する研修につきましては、特に広く人権全般について取り組むとともに、その時々状況に合わせて、相応しいテーマに取り組んでいくこととしています。教職員自らの人権意識の高揚を図るとともに、各学校で人権教育を推進していただくための指導力の向上につながるような研修会の開催や、人権教育資料などを作成し、配布しているところです。

宗教関係者への研修については、特に最近、参加者が固定化してきているというところもあり、さらなる周知が必要と考えています。関係団体と協力しながら研修内容とともに周知方法についても充実していくこととしています。

個人情報については、最近、事業者からの個人情報の漏えい事件の発生や、逆に個人情報に対する過剰な反応というも見られることから、法律や条例などを周知とともに啓発を図るための取組を推進することとしています。

なお、府立医科大学と府立大学につきましては、この4月から京都府公立大学法人として新しく出発するということになっていますが、人権に対する研修や啓発については、引き続き、今まで同様にしていただくということで、特に、府立医科大学においては、医療従事者が多いことから、患者や医療などをテーマについても研修していくということで、府立の二つの大学においては、委員会や協議会を設置していき、そこで協議、連携を図りながらテーマについて選定するとともに、交代制職場ということもありますが、できる限り多くの教職員が参加できるような取組を進めているところです。

12ページからの個別の施策について説明します。

人権教育資料の作成についてですが、私立学校においては、人権教育の指導や研修を進めて行く上で、教職員の方々の参考資料となるように人権教育・啓発に関する指導計画や、事例などを掲載した人権教育資料を作成し、配布しているところです。府内の私立学校、幼稚園を含め、小・中・高校・専修学校・各種学校に対して、全教職員に渡るように配布をしているところです。

私立幼稚園人権教育研修会ですが、特に幼児期につきましては、人間形成の基礎が培われる重要な時期でもあり、指導者としての人権意識の高揚と、基本的人権尊重の精神の芽生えを培う指導という観点から、社団法人京都府私立幼稚園連盟とも連携しながら、私立幼稚園の設置者や園長、教諭等に対して研修を実施しているところです。

私立小・中・高等学校人権教育研修会についても、様々な人権問題を、自らの生き方の問題としてとらえ、その解決に向けた実践的態度の育成を目指す人権教育の推進という観点で、京都府の職員も

講師を務めるなどいたしまして、主体性を持って進めているところであり、対象者につきましても、校長だけでなく、教頭や生徒指導の教諭等も対象にしています。

13ページですが、私立専修学校・各種学校については、小・中学校、高等学校と同じような形で進めています。

宗教法人関係者人権問題研修ですが、特に宗教団体とか、地域社会における指導的な立場である宗教法人関係者に対して、人権問題についての正しい理解と認識を一層深めるとともに、差別のない明るい社会の実現に資することを目的といたしまして、府内の北部と南部の2会場で研修を実施する予定としています。これにつきましては、特に参加者が固定している傾向がありまして、京都府の宗教連盟などとも協議しながら研修の周知方法などについて検討しているところです。

また、これについては研修の講演録等の作成し、配布を予定しています。

14ページですが、消防職員の研修を実施しているところです。

京都府においては、府内市町村の消防職員に対して、京都府立消防学校で各種の教育訓練を実施し、その中で研修を実施しております。新たに消防職員として採用された者に、初任科の中で研修を行うとともに、現任職員には初級幹部科や上級幹部科というコースがありますが、そういう中でも同様に研修を実施しています。

それから個人情報保護推進事業ということで、個人情報保護制度に関する条例を所管していることから、個人情報保護に関して啓発等を実施しており、府ホームページやパンフレット等で啓発を行うとともに、また必要に応じて、府民の方々や事業者に対する説明会なども行う予定としています。

15ページですが、以下、府立両大学分参考としていますが、これは4月から公立大学法人ということで、事業主体が変わるため、今までどおり研修等実施していく予定ですが、別法人となることから参考という形で記載しています。

15ページについては、府立医科大学の学生に対する研修と講義を記載しています。府立医科大学については、医学科と看護科の二つがあり、それぞれの主に1回生を中心として人権教育に対する正しい理解と認識を深めるための講義を実施することとしています。

16ページですが、教職員人権啓発研修については、府立医科大学では教職員に対する研修を実施しておりますが、府立医科大学の場合は、特に交代制勤務ということもあり、テーマを3テーマ、3回に分けて、それぞれ各2回ずつ実施いたしまして、できるだけ多くの方が、職員が参加できるように工夫をしています。特に医科大学につきましては、医療にかかわるということで医療と人権というようなテーマにも取り組んでいくこととしています。特に医科大学の場合は看護師の新規採用者についても、研修を実施しております。

17ページですが、研修医オリエンテーション、これについても府立医科大学の研修で、看護師と同様に人権問題についての正しい理解と認識を深めるための講義を実施いたしております。

人権教育授業、ここからは府立大学の方になりますが、授業については、府立大学の学生に対して、前期、後期、それぞれ学生150名ほど、2回生の学生を対象に授業として実施する予定です。

教職員の人権問題研修・学習会については、府立の教職員を対象に、その時々で重要なテーマに取り組むこと、このテーマについては、大学内の人権委員会で決定し、研修を実施すること、今年度は、事務局としては、教職員だけではなく、学生や大学院生についての研修の実施も検討されているところです。

○座長

ありがとうございます。

●事務局

19ページを御覧ください。

企画環境部の所管事務といたしまして、府政の総合的企画及び調整に関すること。それとスポーツ及び生涯学習に関することがございます。

所管事項に関する課題認識ですが、企画部門で担当している、新京都府総合計画、進行管理を行っていますが、こちらの計画の中で、人権問題を非常に重要な課題と位置づけていることから、人々が人権の尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるよう、あらゆる場や機会を通じて人権意識を高めるための人権教育・啓発など人権問題に配慮した取組を推進していくこととしています。

取組の方向としては、世界的視野に立った研究などを行う世界人権問題研究センターへの支援と、府民の皆様への生涯学習情報の発信に取り組むこととしています。

具体的には20ページを御覧ください。

財団法人世界人権問題研究センター運営助成事業ですが、世界人権問題研究センターは、人権問題について世界的視野に立った調査・研究活動を展開されており、その運営費等について京都市とともに助成しているところです。センターでの調査・研究の成果につきましては、人権図書室の開設や、季刊誌「グローブ」の発行、人権大学講座や「人権ゆかりの地をたずねて」といった講座を通じて、府民に還元していただいているところです。

情報発信事業ですが、「京の府民大学」開設事業があります。府民の自主的な生涯学習を支援するため京都府、府教育委員会、市町村、市町村教育委員会、大学や短期大学などが実施する生涯学習関連

の講座を「京の府民大学」として整理、体系化し、インターネットで広く府民に情報提供しているところではあります。

生涯学習・スポーツ情報提供システム運営事業ですが、こちらも府民の自主的な生涯学習を支援するために、生涯学習やスポーツに関する各種の情報をインターネットと携帯電話のiモードを通じて、提供をしているところです。

講座・教室情報、イベント情報、施設情報、団体・グループ情報、人材の情報などを掲載しており、19年度掲載件数は約3,300件、アクセス件数は6万件を超える状況となっています。

○座長

ありがとうございました。次、お願いします。

●事務局

21ページを御覧ください。

府民労働部においては、府民生活に関する部分の所掌、加えまして、大きな柱の一つであります雇用に係る施策を所掌しています。そのような中で、特にこの課題認識につきましては、女性、青少年に関わる問題、二つ目に犯罪被害者の方々への支援、三つ目に企業等での公正採用選考においての、人権の尊重される社会の実現に向けてというあたりについての正しい理解と認識の啓発が必要と認識しているところです。

取組の方向として、特にこれらの課題に総合的・効果的に対応していくため、国、市町村等と連携を一層強化するとともに、民間団体の方々と協働を図りまして取組を進めていくこと。併せて、人権問題に対する理解と認識を深めるということから、集中的かつ重点的に人権啓発を行うことを考えています。

個別の事業については約17ほどの事業があり、その中でも20年度に向けての特徴を説明します。

犯罪被害者等支援活動推進費ですが、いわゆる社会全体で犯罪被害者をサポートできる環境づくりを推進するためのサポートチームによる総合的な支援ということで、本年、平成20年1月30日に京都府犯罪被害者サポートチームを発足したところです。このチームについては、全国初の取組ということで、コーディネーター3名ほどにお世話になりながら、犯罪の被害に遭われたの方々に対して、しっかりと支えていける仕組みづくりを行っているところです。

中小企業労働相談事業ですが、その中で特に、この平成20年4月から非正規労働相談ということで、京都テルサにございます京都中小企業労働相談所の方に、相談窓口、非正規労働ホットラインを開設

する予定です。職場で抱えておられるトラブルの解決に向けましたアドバイス等を行っていく予定です。

24、25ページを御覧ください。いわゆる女性に関わる各種の施策です。あけぼのプランの啓発からフェスティバル、あけぼの大学、女性の船、ドメスティック・バイオレンス対策事業ということで、DVの被害者支援や防止対策を図るため、徹底的な普及啓発活動なり、自立支援のためのグループワーク等を実施していく考えです。26ページでも女性にかかわる各種の施策、4事業を記載しています。

特に本年、改めて一事業加えさせていただきましたのは、昨年11月に開催の7回の懇話会において説明をさせていただきました青少年社会環境浄化推進に関わる事項です。特に、この中でも情報モラルポータルサイトの運営ということで、20年度におきましても積極的に取り組んでまいる所存です。

府民労働部といたしましては、男女共同参画を初め、様々な取組を実施しまして人権教育・啓発に努めてまいりたいと考えているところです。

○座長

ありがとうございました。次、お願いします。

●事務局

39ページを御覧ください。20年度の取組に関わる考え方をまとめています。所掌事務は、保健・福祉・医療、それから昨今話題になっている食品加工の問題等も含め、非常に幅広く府民の安心・安全にかかわる分野を所掌しており、本庁の職員だけでも、本庁の建物のフロア3階分を占めるという大変大きな部です。

所管事項に関する課題認識ですが、少子・高齢化が進展し、京都府でも高齢化率が20%を超えるという事態になっていまして、非常に保健福祉の施策の必要性が増してきています。

長岡京市で一昨年起きました児童虐待の問題につきましては、京都府の児童相談所が関与しながら、事件が起きてしまったことで、府としては、大変重要に受けとめ、人権の重要性というものを職務の中で厳しさを持ってとらえていくことが必要であろうと考えております。

さらに、現在高齢化が進行していく中で、社会保障制度の改変というのが不可避な状況になっています。介護保険法、障害者自立支援法が、いずれも平成18年に改正され、医療制度改革については、この4月から後期高齢者医療ということで、新たな医療制度が始まったり、個人の医療費の負担割合が変わったりと、大きな変化がございます。

ただ、その問題点は、多分に財政効率ということを基本的な契機として行われていることが多い

めに、府民の生活にどういう影響を与えるのかを、真剣に見ていく必要があります。

府としては、府民一人一人のセーフティネットをきっちりと構築するために、場合によっては国に異議を申し立てたり、京都府なりの運用をして一人一人の生活を支えていくことが重要になっています。

したがって、人権教育・啓発に関わる取組の方向ですが、3点記載しています。一つ目は、保健福祉部の職員が、様々な施策、これをオペレートしているわけですが、これを単にオペレートするだけではなく、その施策が及ぼす府民生活への影響というものを府民の視線で考えていく必要があろうと思っています。

平成20年度の方針としては、保健福祉部の本庁職員に一つの目標として、全職員必ず1年のうち1回は地域に出向いて府民と対話をするということを目標として掲げて実行していきたいと考えています。

二つ目ですが、制度の変革というのはもう少子・高齢化の中では不可避な状況にあるわけですが、どうしてそういう問題が起きてくるのかということと、それから国に異議を申し立てるに当たり、ただ単にこれでは成り立たないということでは、なかなかかみ合った議論になりませんので、逆にこうすれば、こういう形でうまく制度が回るんだという、代案が提示できるような説明できる能力を職員一人一人が持つことを目的に進めて行きたいと思っています。

3点目ですが、いろいろ専門分化をして、それぞれごとに相談の機会であったり、教育啓発の機会を設けられるわけですが、家庭支援総合センターというのは、京都府が進めている一つの方策であり、今まで婦人相談所や児童相談所、障害者相談所というように縦割りになっていた組織を、一つ大きく括り、ワンストップで様々な相談に対応できるセンターを整備すべく、20年度、21年度、整備を進めて行く予定にしています。

この問題が、この目的が示しているように、府民生活に関連する諸課題というのは、様々な要因が複雑に関連していますので、それぞれの分野で、それぞれの取組を進めるということではなく、全体に情報共有し、総合的に取り組めるといったものを教育啓発においても推進していきたいと考えています。

40ページ以下が個別具体的な取組ですが、多数ありますので、ポイントを申し上げていきます。

まず、保育所、児童虐待の関係ですが、特に児童虐待の関係については、市町村におけるネットワーク、それから地域の方々の児童虐待に対する認識、速やかな通報、見守りといったことが大事ですので、そういったものをきちんとつくれるように重点的に取り組んでまいりたいと思っています。

41ページのエイズに関する普及啓発事業ですが、一昨年からエイズの関係では、大学の方に呼びか

けて、学生ボランティア等に頑張っていただいています。昨年度、エイズボランティアグループ、「紅紐」という、レッドリボン運動というふうに、啓発運動と呼んでいますが、それを京都風にアレンジしまして、学生グループ自らが紅紐という名前をつけたものですが、そうしたところが中心になって、学生祭典等で啓発の取組を進めていただいています。

このように行政外の、NPO、ボランティアの方々に積極的に協力して、効果的に取り組む取組をこれからも進めてまいりたいと思っています。

41ページの関係団体等と連携した研修等ということで、参考として、「出前語らい」という京都府全体として行っている取組がありますが、地域の方々から申し出がありましたら、府の職員が出かけて行って、様々なテーマについて話をするという語らいです。

19年度2月末現在において、494件中209件という、非常に多くの数を保健福祉部職員が担っている状況もありますが、こうした取組をさらに拡大することにより、人権啓発の取組を広げてまいりたいと思っています。

42ページに民生委員・児童委員というものがありますが、3年に1度の改選の時期に平成19年10月が改選の時期に当たっており、委員の交代も多かったので、最近の保健福祉に関わる状況について、説明をしていきたいと思っています。

43ページの生活保護関係職員研修ですが、一昨年、昨年にかけて、生活保護の第一線の現場で非常に厳しい状況が出てきて、他府県では餓死が見つかったとか、そういう悲惨な事件もございます。生活保護のケースワーカーさんに、壁をつくらずに適切に生活保護を受けていただくような点について、特に重点的に取り組んでまいりたいと考えています。

○座長

ありがとうございました。それでは、次、お願いします。

●事務局

45ページを御覧ください。

所掌事務については、商業、工業及び観光等の府内産業の振興を所掌しており、人権関連については、関連の企業、商工業団体等の人権意識の向上というところを所掌しています。

課題認識については、企業や商工業団体等が、その職場、事業所はもとより活動を行っていく中で、様々な人権に関する課題に直面する機会が出てくるところから、それぞれが主体となって、人権が尊重される社会の実現に取り組むことが求められてるという認識のもと、そのために役職員、従

業員等、一人一人が正しい人権に関する理解と認識を深め、適切な行動を行うことができるように意識等の向上を図っていく必要があると認識しています。

取組の方向性については、そのような課題認識のもと、正しい人権に関する理解と認識をさらに深めていくこと、継続的に深めていくということで、府内4カ所で人権啓発の研修会を実施しています。

具体的な内容については、46ページを御覧ください。

目的としては、先ほどの課題認識と取組の方向等に沿った形で記載をしており、内容では人権に関するその時々社会状況も踏まえ、適切なテーマを設定し、講演及びワークショップ及び啓発映画の上映を行っております。

ちなみにテーマについては、平成17年度が企業における個人情報の保護、平成18年度については子どもの人権と企業の子育て支援、そして今年度、平成19年度につきましては、障害者の社会参加というテーマで実施をしているところです。

対象者は、府内の企業の代表及び商工業関係の団体役職員を対象としており、北部、中部、京都市内、南部という形で、少しでも多くの方に参加していただきたいという観点から、府内4カ所で実施をしまして、参加者数については毎年度500名を目標に実施しているところです。

○座長

ありがとうございます。次、お願いします。

●事務局

47ページを御覧ください。

所掌事務ですが、府内の農林漁業関係団体職員への人権啓発と、農山漁村におけます女性にかかわる施策の推進をしています。

取組は、例年どおりです。具体的には、京都府と府内の農林漁業の関係団体、11団体ありますが、共催で人権啓発研修をやってます。約1割の職員を対象に、北部と南部の2会場でやっております、同和、女性、高齢者、障害者、子どもの人権等社会情勢を見ながら、毎年身近なテーマを設け、人権啓発研修を行っています。

もう1点は、農山漁村社会における女性の持てる能力の発揮のための、様々な活動に対する支援しています。あわせて女性の活躍をテーマに、写真コンクールと、その作品の展示をしており、写真コンクールについては、農業、林業、水産業、茶業の4業種にわたり、一年間四季を通じての生産活動を通して、生き生きと女性の方が働いてる姿や、表情の伝わる写真を募集して、その入賞作品につい

てカレンダー等をつくってPR活動を行っています。

○座長

ありがとうございます。それでは次をお願いします。

●事務局

49ページ、50ページを御覧ください。

土木建築部の主な業務は、道路や河川などの公共施設の管理、あるいは整備ですが、この他にも建設業の許可、あるいは宅建業の免許もしています。このような業務上、建設業、宅建業については深い関わりがあり、建設業については、年2回人権啓発研修を行っています。また、宅建業については、業界団体の研修会等において、お話をできる機会がありますので、このような機会をとらえて、人権の重要性についてお話をさせていただいているところです。

○座長

ありがとうございます。

●事務局

53ページ、54ページを御覧ください。

企業局の所掌事務ですが、府営工業団地である長田野工業団地と綾部工業団地の関連業務を行っています。この両工業団地の人権啓発研修、これが主な事業となっています。

この人権啓発研修ですが、一つは京都府が直接主催をいたします直接研修と、それから社団法人長田野工業センターと、それから綾部工業団地振興センター、それぞれが実施をいたします人権研修事業に対する補助事業の2種類があります。

まず、直接研修の方ですが、平成19年度においては、今年の1月に46名の参加を得まして、インターネットと人権というテーマで、講演研修会を開催しました。

また、補助事業については、それぞれのセンターの方で工場長とのトップ研修や、あるいは同和研修推進担当者の研修等を実施をされており、これらの事業に対する研修の補助事業を展開させていただいているところです。

○座長

ありがとうございます。

警察本部と教育委員会、続けてお願いします。

●事務局

警察は、各種活動を通じて広く府民と接することから人権に対する一般的な認識を深めることはもとより、犯罪捜査等に伴って、犯罪被害者の方やその御家族、また、聴覚言語障害者等をはじめ身体に障害を持った方々に接する機会も多いことから、そのような方々に対する理解を深めて、府民の立場に立った警察活動を推進することが必要となります。

警察で行う研修については、新たに警察職員として採用された職員に対して、警察学校等において一定期間に実施される採用時教養と、採用時教養終了後に各配属先において実施される職場教養の二つに大別されます。

警察学校における人権教育については、高齢者の方に関する研修等として、関係機関から講師を招いた講義を行うなど人権に関する理解を深めております。

職場における教養では、職務倫理教養の一環として、各所属において、職務倫理教材等を活用した研修や、小集団に分かれて実施する小集団グループに分かれて実施するグループ討議等を実施しています。

犯罪被害者等に対する支援では、府内の各警察署に配置されている犯罪被害者支援係の担当者を対象とした研修会を実施することとしています。主な内容は、犯罪被害者等基本計画をはじめ、犯罪被害者やその御家族に対する支援方法等です。

8月には、女性指定被害者支援要員対象研修会として、各警察署に配置されている指定被害者支援要員のうち、性犯罪被害者等の支援に従事する女性の支援要員を対象に、適正な支援活動を推進することを目的として、被害者支援の留意事項、被害者等の心理状況等に関する研修を行います。

また、性犯罪指定捜査員研修会は、特に被害者の精神的負担が大きい性犯罪について、その発生時に対応する女性捜査員に対しまして、被害者の心情に配慮した捜査活動の推進を目的として実施することとしています。

身体に障害を持った方に関する研修としては、京都府警察で手話ができる職員として指定している手話指定員を対象に、窓口業務等において必要とされる手話技能の向上を目的として年2回の手話講習を実施します。また、同講習では、聴覚言語障害者の方や手話通訳士を講師として招いて、実際の手話会話を通して、聴覚言語障害者の置かれている現状等についての理解を深めることとしています。

その他、通年の施策として、犯罪被害者対策と犯罪被害少年等に対する支援事業を行っています。

特に、犯罪被害少年等に対する支援事業では、電子メールを活用した相談業務の推進や、24時間対応で各種相談等に応じるヤングテレフォンについて、今後とも継続して実施していきます。

○座長

ありがとうございます。

●事務局

59ページを御覧ください。

最初の所轄表、所掌事務では学校教育、社会教育と書いてございます。教育委員会では、新京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえ、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進するということとしています。

学校教育は、学校の中での人権教育ということで、取組の方向にも書いていますが、教育活動全体に人権教育を適切に位置づけることとしています。その中で、特に教育の機会均等、あるいは学力の充実、進路保障といった、いわゆる人権としての教育の視点、それから同和問題などの人権問題について正しい理解や認識を深める、人権についての教育の視点。さらに自尊感情の育成、コミュニケーション能力の育成など人権尊重のための技能や能力を育成する人権のための教育の視点。そして、一人ひとりを大切にした教育環境を含めた人権を通しての教育の視点。この四つの視点をしっかりと学校教育に位置づけて取り組んでいきたいと考えているところです。

社会教育は、府の教育委員会としては、市町村の教育委員会の支援が大きな柱になってきます。特に指導者の養成、社会教育担当者の養成、府域全体にわたっての広域的な取組や、あるいは先導的な取組といったものを、京都府の教育委員会として取り組んでいるところです。その中に人権の視点をしっかりと位置づけて取組を進めていきたいと考えているところです。

60ページですが、今日配布した資料の一つは、「人権教育を推進するために」の平成20年度版、それから平成20年度の「指導の重点」、この二つが今申し上げました学校教育、社会教育について人権教育を推進する基本的な考え方をお示しをするということで、取り組んでいるところのものです。

それから、児童・生徒の発達段階にあわせて人権に関する学習資料として人権学習指導資料集という冊子を作成しています。60ページに人権教育資料作成の欄が二つございますが、平成20年度は、中学校版を作成する予定にしており、生命や人間の尊厳、差別の構造といった普遍的な視点に関するものと、女性問題といった個別的な視点に関するものの2種類を作成する予定にしています。それぞれ1万5,000部、さらに教員用の指導の手引きも作成することとしています。

人権問題の学習資料の作成に関しましては、年次計画で進めており、17年度が小学校低学年、18年度が小学校中学年、本年度、小学校高学年と続いてきまして、来年度は中学校、平成21年度に高等学校編を作成すると、そんな順序で資料集をつくっていきたいと考えています。

こういったものを活用しながら、それぞれの学校での人権学習が進むように取り組んでいくところです。

60ページの人権教育資料作成のもう一つの欄に、人権教育進路保障資料を掲載をしています。これは、京都府教育委員会だけではなく、京都府全体の奨学金制度とか生活保護とか、そういった援護制度を一覧表としてまとめたもので、子どもたちの進路保障をしっかりとするために、経済的な理由で児童・生徒が進路希望を断念することがないように、いろいろな形で支援をしているという情報を提供しているところです。

昨年度のこの会議において委員の方から、外国語版もできないのかという意見をいただき、19年度、府の名誉友好大使の方々の協力もいただきながら、中国語版、韓国語版、英語版を作成してホームページにアップをしているところです。

60ページから61ページにかけて、人権教育研究指定事業というのがありますが、これは文部科学省の指定で、60ページの方は高等学校の指定であります。18年度、19年度の2年間亀岡高校で取り組んでいただきました。20年度から2年間は城陽高校が指定となっています。

61ページは、一つの学校での取組ではなく、小・中が連携して、地域ぐるみで人権教育の取組をしていただくということで、木津川市の木津中学校区で、小学校も含めて18、19、20年の3カ年指定ということで、先導的な取組をしていただいています。

こういった取組の実際の成果を各学校、他の市町村に広げていただくような取組を引き続き行っていきたいと考えているところです。

61ページの教職員研修事業ですが、京都府総合教育センターを中心に、一定の経験年数に応じて研修を受けていただく計画的、系統的な研修を実施しています。近年、国を挙げて教師の指導力の問題がいろいろ出ています。経験豊富な団塊の世代が大量に退職し、新採が増えて若返っていくという時代を迎えます。教師全体の指導力の向上と、資質のある教師をきちんと確保することは全国的にも大きな課題となっているところです。

特別法が失効して数年が経過したところですが、同和問題に関しても団塊の世代の経験や英知の伝承が問題となっているところです。そういったことで18年度に教師力の向上に関する検討委員会を設置しまして、人権教育に関することだけではありませんが、全体の教職力向上に向けた取組をどのようにしていくかということを外部的の方にも入っていただいて、19年度に教師力向上のための指針とい

うものを取りまとめたところです。そういった中で、研修体系、総合教育センターのあり方も含め、しっかりと見直ししながら機能を充実をさせていきたいと考えています。

教職員研修事業の二つ目の学校における人権教育研修については、校内研修のことであり、人材を育てる職場にしていくといった視点も含めて、しっかりと取り組んでいく必要があると思っています。

事業として3番目に京都教育大学への派遣研修があります。現職の教員を大学等に派遣をいたしまして、専門的な知識を高めて、京都府のリーダーとなっていただくような取組をしているわけですが、こういった教職員研修、充実をしっかりと図っていく必要があると考えています。

62ページのトータルアドバイスセンター教育相談事業ですが、近年、いじめの問題が大きな課題となっています。これも大きな人権問題ということで、そのほかにも不登校、児童虐待、そういう子どもたちの抱えている実態があります。そういった中で、平成19年1月から24時間の相談体制を取っていますが、本年度も同様に、24時間対応で電話相談の取組を実施しています。昨年度のこの懇話会でメールによる相談は対応してないのかという指摘をいただきました。昨年度はまだ対応できていなかったのですが、本年度7月からメールによる教育相談も実施をしています。

62ページから社会教育の分野の事業になります。社会教育における人権教育として、京都府教育委員会の役割としては、市町村の担当者を含めた指導者養成をしていくこと。団塊の指導者を含めて、指導者の資質向上を図っていくことが、社会教育において一番大きな役割だと考えています。

ここには記載していませんが、人権教育企画推進委員会を設置して、社会教育における人権教育の取組をどのようにしていくかについて意見をいただきながら、指導者研修会、あるいは教育局ごとの人権教育行政担当者協議会といったものを通じて、市町村の取組を充実を図っているところです。

63ページに人権教育の学習教材と啓発資料の整備とありますが、フィルムライブラリーとして教材を整備したり、社会教育における各団体等で活用をしていただけるよう人権教育資料の作成を進めています。

63ページには森と小川の教室推進事業というものがありますが、これは障害のある子どもたちが、少年自然の家で一緒にいろいろな体験活動をするような場を、少年自然の家の取組として実施をしています。ノーマライゼーションの進展を図るという趣旨から障害のある子も、ない子も一緒になって取り組むキャンプの事業であります。

64ページに、京のわくわく探検事業、これは学校週5日制が完全実施をされ、地域で体験活動を推進するということがあるわけですが、障害のある子どもたちが、地域の子どもの一員として地域の中で活動できるような場を提供しようということで、それぞれの市町村で取り組んでいただいております。それを支援をしていくということです。平成19年度は、10の市町村で取り組んでいます。

前回の第7回懇話会で指摘がありました、中学校を卒業した外国人対象の高等学校の特別枠の入試の件についてですが、現在、中国帰国孤児子女を対象とした特別選抜を実施をしています。今後は、すでに実施をしている他府県の選抜制度等を参考にしながら、日本語にハンディキャップのある外国籍生徒のための特別選抜について検討を進めていきたいと考えているところです。

○座長

どうもありがとうございます。

職員の方にも、委員にも予定より少し長い時間辛抱していただきました。ただ途中で切ると、全体の時間の使い方の効率が悪くなるので。ここで10分ぐらいゆっくり休んで、質問を御用意いただきたいと思います。

では、私の時計で15分過ぎですので、25分に始めさせていただきます。御苦労さまでした。

(休 憩)

○座長

それぞれの部局で変更されている計画、新しい点を幾つか御指摘いただきました。それに対する委員の方から御質問ないしコメントを御自由にいただきたいと思います。

どなたからでもどうぞ。

○委員

3点お聞かせください。

私の周りには、私立の高校や中学校に行ってる子どもたちをもつお母様たちたくさんおられ、公立の学校でしたら、例えば学校側でうまくいじめとかについての対応ができない場合は、教育委員会に相談に行けるというので、安心感というか、学校側で対応できなかったらそういうところがあるようですが、私立の場合は、学校の教育方針や、人権教育の方にも余り参加が熱心でないような話を聞いていたのですが、私学の学校の管轄は総務部の文教課ですか、一般の方でしたらどこが管理してるかということも多分御存じないと思います。

いじめの場合、先ほど教育委員会からトータルアドバイスセンターへの来所方法とかいろいろ書いてありますが、ここにたどり着けるというのは、そこを利用できる、京都府立関係の学校に行ってるお子さんに限るのでしょうか。それとも私立でも、そこで相談することができるのでしょうか。

二つ目は、警察の方の関係で、被害者の方のことにしましては、手厚い指導をなさっていると思いますが、被疑者という方ですか、映画やテレビなどで見る冤罪事件を見てると本当に怖いと思うのは、

決めつけられて、パワーハラスメントではありませんが、立場としては弱い方は、本人も取り乱しておられると思いますし、言いたいことも言えない状況だと思います。警察がそういう模擬体験的な、そういう問答集ではありませんが、新任の方などへの教育は、どの辺の教育に入っているのでしょうか。

三つ目は、保健福祉部への質問ですが、紅紐ですか、ボランティアグループですね、新聞にも書いてありましたが、すごくいいことと思っています。というのは、エイズとかH I Vは、若い性行動というのは若年化してるということとか、かなり乱れた性行動をしてるということで、やはり若い人をターゲットとして、どんどんエイズについて啓発していかないと、病気とかが防げないわけですが、実際どのような大学の子たちが、どのような活動をしているのかとか、人数とかわかれば教えていただきたいということと、検査をしなきゃいけないとか、することがいっぱいありますので、具体的にどのような内容でなされているのか、具体的にお願いします。

以上、3点です。

○座長

3点のいずれかで関連質問、もしございましたら先にお願いします。

ないようですので、ただいまの3点、ほかにもいろいろあると思いますので、簡潔にお願いします。

●事務局

1点目のトータルアドバイスセンターで私学の方が活用できないかということですが、基本的にはお話を聞いて相談できます。ただ、この教育相談の事業については、基本的には問題解決というところまで持っていくということ考えていまして、そのためには相談を通じて、例えば家庭へのアプローチとか、あるいは学校でのいじめられてる状況などをまた学校に返しまして、具体的に解決を図っていくということを前提とした相談になっていまして、そのいじめや何かの相談の窓口は、これ以外にもいろんな、例えばいじめ110番とかいろいろなところであり、一般的な相談はそういうところでしていただいて、これについては学校、家庭と具体的に連携しながら解決するための相談業務と理解いただきたいと思います。

○座長

それは私学連合会などへ連絡していただいて、こういうことは対応できますが、これについてはそちらの方でこういう準備をしてくださいということまで言っていたら、ただいまの御質問の趣

旨はかなりカバーできると思います。

○委員

シビアないじめのような場合でしたら、相談センターや府の方など窓口としてはないわけですか。府としてのバックアップみたいなものはないのですか。私学連合会とか、そういうところになっているのですか。実際、人権啓発推進室に直接かけるとか、そんなことは無理なわけですか。

●事務局

総務部から説明します。

文教課にも、結構そういう苦情とかそういう電話がかかっています。私立学校の場合は、建学の精神や学校の運営もありますので、直接的に指導、命令というところまでいきませんが、相談を受けて、私立学校でも研究会などいろいろな取組をされており、そういったところで話題にして、こういった事例もあるので、指導等をお願いしますという形でやっていますし、個別の事象については、それぞれの学校に問い合わせ対応をお願いしている状況です。

○座長

では、第2問、第3問についてお願いします。

●事務局

被疑者の人権に関する教養については、当然被疑者の権利等について、警察学校等において法令から捜査方法等に関するものまで実施しています。

えん罪事件の防止に関する研修については、他府県において当該事案が発生した場合などの機会をとらえ、適宜関係部局から通達等を発出して、適正捜査に関する指導を徹底しています。

被疑者の取調べに関する研修では、取調べは個々の事件に応じてその方法等も異なることから、問答集的な資料の作成は難しいところですが、現在、京都府警察では、若手警察官を対象として、想定事例に基づいて職務質問から被疑者の検挙、取調べまでの一連の手続等についての訓練を実施しており、その中で被疑者の適正な取調べの要領等についての指導を行っています。

また、刑事などの捜査員に登用される警察官を対象として、警察学校で実施される部門別任用科でも適正捜査等に関する研修を行っております。

○座長

ありがとうございます。3 番目をお願いします。

●事務局

エイズの関係ですが、エイズに関わる対策は、まず一つ目は検査です。早期発見、早期治療ということで、京都府では、平成19年度から各保健所で無料即日匿名検査しています。

二つ目として、医療機関における適切な治療ということで、府内の医療機関の中で、エイズ拠点病院というものを明確に指定して、そこの専門員から関係病院等に必要な技術等の研修等を進めていくことで、これはまもなく指定をすべく、今準備中です。

三つ目が、紹介をいたしましたボランティア等にも協力をいただきながら啓発を進めるということで、紅紐については、それは一昨年に大学コンソーシアム京都という、京都の大学が集まる連合組織がありますが、そこに保健福祉部の職員が出向いて、学生等にボランティアに関わる様々な講座を持ったというのがきっかけです。そこで大変熱心な学生さん、20人ないし30人ぐらいではなかったかと思いますが、継続的に取り組んでいただくという機運が生まれまして、昨年、今年という形で徐々に広がってきています。

学生祭典というのが11月ぐらいに学生が集まるかなり大きなイベントがございました。そこでの啓発活動は、ロールプレイングの劇をしまして、エイズはどういう形で発症して、どういう影響を及ぼすかと、こういうところでの劇ではなかったかと思っています。

従前に比べ、エイズについては、H I Vを保菌をいたしましても、よい薬ができ、発症に至らない、進行を遅らせるという治療方法が徐々に普及してきていますので、偏見があって検査を受けにくく、こういったことのないように重点的に取り組んでいきたいと思っています。

●事務局

一番最初の問題に少し補足しますが、いろんな人権侵害を受けたという方、いじめの場合もそうですが、人権侵害を受けたので相談をしたいという場合が想定されますが、その場合に、まず府民の皆さんどこに行ったらいいかわからないと思いますが、例えば、人権啓発推進室に相談がある場合もあります。それから、府民総合案内・総合センター、これは府の行政トータルで相談する窓口ですが、例えばそこに行って、自分はこういう状態でこれで困っているという相談があった場合に、今までですとそれを総合的にネットワークするシステムがなかったのですが、府民の人権を守る相談ネットワークというものを今立ち上げていまして、そこでお話を聞いて、これは教育の問題もあるし、あるいは

健康の問題もあるし、あるいは親の問題もあるし、いろいろなことを想定されますので、関係機関が集まって、あるいは関係機関を適切に紹介して、府民の皆さんが相談に来たときにたらい回しをしないように総合的に相談できるネットワークを立ち上げ、そこが動いていくということを想定をしています。

現実には今年2月に立ち上げ、まだ具体的にそういった場面に遭遇していませんが、例えば、そういった相談があったときに、どういうふうに対応したらいいかということが、人権啓発推進室に相談があった場合は、それはいろいろな問題、複合的な問題、あるいは広域的な問題が絡んでるので、こちらで対応しようということで、ネットワークの機関が相談をするようなシステムを動かし始めています。委員が言われたような問題がありましたら、我々に連絡いただければ、総合的な調整といいますかコーディネートということができるようになるのではと思っています。

○座長

PRを府民の間に普段からしていただくことで、それがやはり生きてくると思います。

ほかに質問、コメントなどありましたら。

○委員

三つ質問で、二つ感想と意見です。

最初の質問が、国際課の部分に多言語サービスを実施していくということが書いていますが、いつ、どのような内容で多言語サービスを発展させていくのかということについてお聞きしたいと思います。教育委員会が皮切りになって、多言語サービス、それぞれの部所でもやるということになったのですが、そういうことを国際課から働きかけているかどうかということが1点です。

それから、先ほどの質問と重なりますが、犯罪被害者の人権擁護ということで、非常にいろいろな取組をなさっていますが、国連の人権教育も古くなりましたが、10カ年の際に、刑務所の出所者に対する人権の保障ということが言われていましたが、その問題はどこに行ってしまったのかということをお教えしてほしいというのが2番目です。

それから3番目の質問として、教育委員会さんが、ある意味画期的だと思って聞いていましたが、外国籍の子どもたちに対する特別枠を検討したいとおっしゃいましたが、それは一体いつ、どのようにするのかというところをお教えください。それは、今、中学3年生の子どもたちがいるわけですね。来年もまたいるわけです。要するに外国籍の子にとってみれば、早くやってほしいという話になりかねないことなので、それを教えてほしいということと、もう一つは、現場の何人かの中学校の先

生と高校の先生から聞いているのは、せっかく教育委員会が足を踏み出してくれたので、今年度、平成20年度に関しては、外国籍の子どもに対する高校のための進路ガイダンスを是非やってほしいということで要望がありましたので、それをお伝えしたいと思います。

それから保健福祉部が各職員が必ず府民と対話する形でやっていきたいとおっしゃっていたのが、先ほど私が提案したと重なり、京都府はワンクッション置いて仕事をなさっているわけですが、京都府民と直接つながっていくということを是非とも保健福祉部を先頭にやっていっていただきたいというのが感想です。

それから、府民労働部への意見になるのかわかりませんが、私の教えている学生は、今年度ある市町村の公務員試験に見事受かりましたが、その後、内定が出る前、受かる前の段階で健康診断書を出せというふうに言われたそうです。受かる前の段階で健康診断書を出すのはいけないというふうに私は以前聞いていましたので、学生から話を聞くと、4月の時点ですと働けるかどうかということがわかるようにということで、市町村行政ではやってるらしいと聞きました。学生本人も理解していなかったようで、健康診断書を出して、自分が調子悪いから、少し調子が悪かったのですが、それで落とされてしまうのではと非常に不安に思っていたようです。その辺のことを京都府としては公正採用ということで、健康診断書の件は、どういうふうに指導なさっているか聞きたいというか、それをしてはいけないということを余り知られていないので、それを少し意見としてつけたいと思います。

○座長

ほかの委員、関連質問あれば、先にお願います。

○委員

幾つかの質問をさせていただく前に、皆さんに一つお知らせがあります。

去年11月の懇話会のときに、私が中国の中学生が卒業してこっちに来た場合に、中学に入ることができなくて、すごく困った人がいましたが、日本語を勉強し、京都府国際センターでも勉強して、見事に今年の3月に夜間高校の試験を受けて合格することになりました。

それは彼本人の努力もあったと思いますが、京都府の教育委員会からも資料を親に渡してくれたり、高校にも電話をかけて、いろいろな関心を持ってくださったおかげだと思いますので、ここでお礼を申します。ありがとうございました。

これから外国人の特別支援校の枠を検討するとおっしゃっていただきましたが、それは中学校と高校、両方とも考えてなさっているのでしょうか。

また、いつからできるか、できれば今年からお願いしたいです。

○座長

ほかに関連質問ございませんか。では、手短に要領よくお願いします。

●事務局

御指摘の府政関係の多言語サービスの情報提供についてですが、京都府では、すべての府政情報を言語で提供するというのではなく、外国籍府民の方々や外国から来られる方が必要としている情報について絞り込んで提供しています。それが先ほどお示ししました、府のホームページの多言語化ということで、観光情報や労働情報、府の統計情報などについて、全庁的に把握して、提供しています。その上で、教育の関係について、英語、ハングル、中国語など多言語で情報提供することについても情報提供機関と連携しながら、翻訳等のお手伝いをさせていただいているところです。

○座長

ありがとうございます。

2番目、外国人特別枠、特定の人、特定のジャンルではなくて、一般的にそういう受入れ体制を広げていただけたらと思います。

刑務所出所者の問題、これは警察だけになるのか、関連する方からお願いします。

●事務局

刑務所出所者に関わる人権啓発について進めるということは、新京都府人権教育・啓発推進計画の中でも、その他の人権問題として、刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進に努める必要があるということで問題意識を持っていますが、啓発の具体的な取組として十分かどうかというところについては、検証の余地があると思いますので、指摘を踏まえ、今後の対応に生かしていきたいと思います。

○座長

進路ガイダンス、これ教育委員会だったと思いますが。

○委員

進路ガイダンスはよかったら実施してほしいという要望です。

特別枠については、どういう手順で、どのぐらいの目途で考えているということがあるならば教えてほしいという、そういう質問です。

●事務局

現在、所管の課の方に問題提起して、内部では枠を広げるという方向性は出ています。

前回の、例えば、高校に入る前に中学にもう1回入れないかという御質問がありましたが、文部科学省にも問い合わせましたが、それは制度上できないということでしたので、今度は受入れの高校の方でそれをケアするようにまとめ、高校の名前が出ましたけども、高校で選考枠を設け、中学の教育指導だけでなく、いろいろな外国籍の方のケアをできるようにしていきたいと、そういう方向性は了解をとれていますが、時期については、できるだけ早い時期というように考えています。

○委員

感想を言いますと、高校に入るためには日本語を勉強しないといけないですね。それは、半年で、1年で、どのぐらいできるか物すごく不安になるし、中学校に何とか入ることができないのか、それが子どもに対しても役に立つと思うのですが。

先に合格された方もそうですが、今回はその方がラッキーだったかもしれません。しかし、今年1月にも女性が国際センターに訪ねて来られました。京都市内の学校を全部調べても入ることはできなくて、結局は中国に帰ったんですね。親と離れ離れになったのですが、だから子どもに対して一番今必要とするものが何か、その立場でもっと考えてくださったらうれしいです。

私、京都市の教育委員会もいろいろ電話したりとか相談したんですけど、京都市の教育委員会は、全くできませんという答えが出てきましたので、京都市と違う立場で、京都府で何とか生かしてもらえたらありがたいです。

●事務局

一緒に考えていきたいと思います。委員がおっしゃった事例については、例えば、小学校、中学校の年齢であれば、それは京都市であろうと京都府内のほかの市町村であろうと入れるわけです、義務教育については。ただ、中学校を卒業した段階の子どもは、高校の方で受け入れて、日本語の指導もするような形になっているのです。

○委員

でも、ほかの県では、もう年齢も関係なく、もう18歳になってる人も結構入っているようです。年齢というのが、ここで決めるというのは難しいことがあると思いますが、また、一緒に考えていきましょう。

●事務局

一緒に考えていければと思いますが、もう少し説明させてください。

中学校を卒業されてなければ、対応がしやすい面があります。例えば、宇治市にある中学校では、中国帰国の子どもたちを受け入れています、それはプラス3年という年限を設けていまして、つまり18歳まで受け入れているのです。ただ、高校になりますと、試験というものを通っていただかなければなりません。それに特別な枠が設けられないかということを検討したいと考えているところです。

○座長

なるべく早く検討を終えて、実践に移してください。

御質問の進路ガイダンスの話はどうなっていますか。

●事務局

企業等におきます採用、選考、公正採用という観点ではございますが、特に私どもの労政課なり、総合就業支援室の方で、京都労働局と連携を図りながら、特に6月10日からの1週間なりで、啓発等に努めているところです。中心は、京都府内の企業向けの研修会等です。

いずれにしても、京都府として公正採用の選考という点について、啓発に努めているところです。

○委員

市民一般と企業の方、職場研修をたくさん受けてる方でも、健康診断書を前もって提出させることは悪いことではないという意識は非常に強いのです。だから健康診断書というのはどういうものなのかということについての啓発がもう少し必要ではということを使ったのです。

○座長

ありがとうございます。

予定時間は過ぎましたが、人権研修ノートと人権相談の実施状況ですが、データを聞けば済むと思

いますので、もう1問、もう一人、どうしてもこれ聞いておきたい、言っておきたいということがありましたら。

○委員

一つは、保健福祉部の方からおっしゃっていただいた予算効率だけで物を考えないという姿勢は全体で持っていただきたい。前へ進んでいくと、非常に前向きでいいなど、要するに国と論陣を張って、必要性を考え、理論立てして、国と話し合える部分があるなら、それはどんどんやっていく、この姿勢は全局で持っていただきたい。

府民をメーンにして考えた場合に、どちらの方に立つか、そういう面はこれからたくさん出てくるので、是非保健福祉部の言われた、力強い言葉を全庁的に推進していただきたいと思いました。

○座長

ありがとうございます。

私は、日本の統治のあり方、もちろん地方官庁が中心になるのですが、もう少し国民、住民の視野に立った統治のあり方があっていいのではないかと考えます。道路財源等いろいろもめています、本当に府民の立場でどんどん政策の問題点は指摘していただく、場合によったら国とけんかもしていただくと、そのための京都府ではないかと思いますし、我々もそのつもりで来て発言していますので、是非よろしくお願いします。

時間もずれましたが、残りの二つのその他の議題、まず人権研修ノートについてお願いします。

(3) 人権研修ノートについて

●事務局

資料3を御覧ください。

人権研修ノートの作成についてという題で、職員研修・研究支援センター所長名で、それぞれの人権問題の職場研修指導者、あるいは人権問題職場研修主任に対して、3月中に、今年度中に発する予定です。

『京都府人権教育・啓発施策推進懇話会において、職員の人権感覚や人権意識を向上させるための手段の一つとして、職員一人ひとりが人権ノートのようなものを携帯し、研修の履歴や気づきなどを記録してはどうかとの意見をいただいたところです。こうした取組は、職員が人権問題について体系

的・計画的に学習することに役立つとともに、職員一人ひとりが職務の執行等に何が求められているかを主体的に考え、その考えを過去の受研も振り返りながら自己検証するのに有意義と考えます。

つきましては、人権研修ノートを作成しましたので、全職員が活用するよう指導をお願いします。』
というような形で文書を出しています。

人権研修ノートという名前を使うことにいたしました。研修ノートには、研修名、研修テーマ、講師名、研修の内容、感想、気づき等を、研修を受けた都度記入いたします。この研修には、私どもの行う研修は当然ですし、それから職場研修等で行う研修等も人権に係るものすべて含んでいると解釈しています。

それから、参考資料という形で、世界人権宣言や人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、新京都府等々のエッセンスをプリントしたものをそこに綴じ込めるようにして、いつでも参照できるという状態にしたいと考えています。

ノート自体は、事務支援システムという、私どものポータルサイトがあるので、その中のワープロソフトの様式で、各々の職員端末から引き出せるようにしており、そのままパソコンのままで書き込むこともできますし、またプリントして手書きすることもできるといった形にしています。

そういったものを、また人権研修方針とか、それから今日的な人権問題課題というものについても、その都度、時々に応じて配信することとしていますので、そういったものも参考の資料として付け加えてもらうことを考えています。

活用方法としましては、研修受講前には、過去のノートを振り返り、理解不足や疑問点等の自己検証を行う。当然受講時にはノートを携帯して持ってきていただいて、それらを見ながら研修を受けた後、新たな研修について書き込みをしていくというようなことを考えていますし、また、綴じ込むファイルも職員が長く使えるよう比較的耐用性のあるものを各職場で用意して、それを採用時からずっと持ってもらうようなことを考えています。

紙ベースで残すということについて、ペーパーレス化の環境のこともありましたのでいろいろ考えましたが、一つは、私どもの事務支援システムの中に、個人用のファイルサーバーが実はございませんので、個人として残すということになれば、どうしてもパソコンの中に残すか、あるいはUSBみたいなものを使って、外部メモリーで残すというようなことが必要になりますので、情報保護の観点から断念しました。むしろ、実際に常に眺めてといいますか、振り返りというようなことについては、むしろペーパーベースの方が、繰り返し見ることにより、自分のものになっていくのではないかと思います。ということも含めて、ペーパーベースを基本としました。

これらについては、当然職員が成長するに従い、係長、課長になる段階になる方もおられるという

ときに、そういった職員が指導者となったときに、自分自身が若いときに学んだ人権学習といったものを、どのような形でそのときに学んだかというようなことも、すぐに振り返えられるといった形で、有用なものになるのではと考えています。

委員からもありました提案、平成20年4月から実施することとしていますので、報告します。

○座長

そういうものが今度、部の方で実施する研修にはね返ってくるというか、生かされるようなシステムも同時にお考えいただくと、双方向の効果が得られるのではと思います。

今の点で、コメントしておきたいこと、あるいは質問がございましたらお願いします。

もともと、委員から体系的なものが必要ではないかという指摘があつて、受けとめる方の体系化ということで、この個人ノートが出てきましたが、それを全体にはね返って活用することも考えていただきたいと考えます。

では、人権相談の対応状況ですが、どこまでどういうふうに進んでいるかの説明をお願いします。

（４）人権相談の対応状況について

●事務局

資料の４－１を御覧ください。総合的な人権相談システムの構想ということで、イメージ図をつけています。

ここに図で見ていただくと分かると思いますが、府民の皆さんからは、各市町村、あるいは府に直接相談に来られる方もおられますし、人権擁護委員のところに行かれる場合、それから法務局とか、NPOやその他の相談窓口がございます。ただ、それぞれの相談窓口で一定専門性を持っていますので、解決できる部分と、非常に複合的な難しい問題をはらんでいて、自分のところだけではなかなか解決できないような問題も増えてきていますので、そういうところが横の連携をしやすくできないかということで考え出したのがこの構想です。

どういうことをやっていこうかということで、まず人権相談体制の整備、もう一つは、その解決が困難な事象が起こったときに、関係機関が連携して対応する体制を確立していこうということで取り組みを進めています。

まず、京都府の関係機関、相談機関でネットワークを昨年立ち上げました。これがどういうネットワークかといいますと、相談機関相互の連携対応や情報交換、資質向上のための研修や、あるいは窓

口の広報をやっていった、その相談窓口が府民の皆さんのところにきっちり届くように、周知されるよう取組を進めていこうということで始めたところです。京都府内全体の機関が一体になってということにはまだなっていませんが、府の関係機関が集まって、こういうことを始めたということです。

保健所については7カ所、児童相談所が3カ所、広域振興局が4カ所あります。実際の相談機関としては29機関がネットワークに加盟をしているということになります。

この1年間の取組ですが、一つは相談機関の相互の連携対応ということで、一昨年から人権擁護委員による特設相談を開始しています。これは府と市の庁舎を使いまして、毎月1回ずつ人権擁護委員に来ていただいて特設相談をするということですが、これを効果的にやっていくために、広報や実施方法の改善等について、お互いに寄り合って打ち合わせをしています。

それから、相談機関相互の情報交換ということで、一つは相談機関同士がうまいこと連携できるよというということで、連絡先とか担当者だけではなくて、業務内容も細かく書いた関係機関名簿というものをつくりまして、これは相談機関相互の連携用につくったものです。これはいろいろ聞いてみると、相談機関同士がお互いに何をやってるかというところの細かいところまで余りよく分かっていないという実情が浮かび上がってまいりましたので、何をやってるかということも含めた名簿をつくったということです。

もう一つは、府民の皆さんにこんな相談機関がありますよという、府民の皆さん向けの相談窓口のチラシをつくり、これを配布しています。

それから、三つ目として、相談員の資質向上のための研修ということで、一つは指導者養成研修会に各相談機関の指導員の方が参加していただくということと、もう一つは、相談技能の向上を図るために、参加体験型の研修会を開催をいたしました。これは今年度12月に、府のネットワークの相談機関の方だけではなくて、市町村、あるいは国の機関、あるいは人権擁護委員さんにも参加を呼びかけて実施しました。具体的には、最初に、心理療法とかカウンセリングを簡単に解説をしていただき、その後グループ討論を発表すると。日ごろの相談業務の中で困っていることを出し合っていて、その解決方法等について議論して、発表していただくという手法をとりました。それを踏まえて、最後もう1回細かいアドバイスや意見交換などを行うということで、相談機関の参加者の皆さんにとっては、この研修会が非常によかったという感想をいただいています。

また、最初のところにも関係するのですが、相談窓口の広報ということで、パンフレットや府の広報、あるいはラジオ番組や新聞などを使って人権相談の日程等は広報しているのですが、1年を通して4月から12月までの実績ですが、府内で18件相談の実績がありました。多くは労働関係の者でリストラに遭ってということで、そういう相談がされた。あるいは、強制とか強要、プライバシーの問

題について相談があったということで見えていただければよいですが、そういう関係のものが全体で18件あったということです。

私どもとしては、この件数が少ないと思っており、その理由としては、人権相談といいましても、なかなか何が相談できるのかとか、あるいはどんな形で相談にのってもらえるのかということが、府民の皆さんのところに実感としてあまり分かっていないために、人権相談というのを行っているという情報を見ても、自分の問題として何か相談に行こうという気にならないのではないかなということ、ここら辺が一番ネックになってるのではないかと思い、そういうところがわかるようなチラシを今後つくって配布していきたいと考えています。

それから、配布先も、市町村や府の地方機関に配布するだけでなく、必要なところに、そういう情報を求めているところや届くような配布方法を工夫していきたいと考えています。

○座長

先ほど、委員から、私立の学校においていじめが発生したらどこへ行ったらいいんだとの尋ねがありました。とにかくどこかで受け付けますというPRが大事なので、18件しかないという大きな理由ではないかと思います。

○委員

統計項目の一覧表って、これはどこのものですか。

●事務局

人権擁護委員の特設相談として実施していますので、法務省の分類に従ってこの分類をしています。

○委員

20年度の人権啓発推進室の事業の中で、一つの材料として11月にフェスティバルというのが新たな今年の材料ですね。内容を見ましたら、乙訓などでも開催されようとしている。あるいは従来されていたことなど、もう少しスケールアップしてやろうというような中身かなと受けとめていますが、毎年こういったいろいろな手だてを打たれてる中で、こういったことをやってるけどやっぱり難しい、伝わらないとか、こういうものは比較的府民に広く伝わるんだとかいうことがあれば教えていただきたい。また、今回のフェスティバルを開催するということで、主催がいろいろあるのですが、具体的にはどこが中心で、どういう機能を機構で掘り進められるのかなということがあれば教えていた

だきたい。また、企業を何らかの形で巻き込むこと、協力体制を求めていかれるのかどうかということをお教えいただきたいと思います。

それから、企業の方への啓発を日常的にやっていた話が出ましたが、企業の方も少し考えなきゃいけないというのが、今の現実ではないかなと思っています。といいますのが、以前から同和問題ということについて、企業の一部の窓口が認知、理解するだけではなく、例えば新入社員の教育とか社内教育である程度していたのですが、最近は果たしてそこまでやっているのか、ましてもっと広く浅く人権にかかわるようなものが、企業の窓口までは行っても、そこから先というのが果たしてどうなのかなというところがあり、企業への啓発ということは、できるだけ行政という立場でもって強く進めていただければとは思っています。

●事務局

指摘がありましたように、関心のない人といいますか、そういった人たちにどういうふうやって関心を持っていただくかということが非常に大事だと思っています。今年は11月にフェスティバルをするわけですが、去年の同じこのフェスティバル、和歌山県でやったんですが、これに有名な女性のタレントが来て、非常にたくさんの県民が参加したと聞いています。そういうことで、人が呼べるキャラクターをお持ちの方に来ていただいてお話いただくというような方法を和歌山県はとったわけですが、例えばそういう方法も講じて、とにかく足を向けていただいて、人権の問題について接してもらうということが非常に大事だというふうに思っていますので、11月のフェスティバルもそういった取組も行っていきたいと思います。

これは一つのきっかけとして、その後どういうふう展開するかが大事ですが、とりあえず足を向けていただくということが大事だと思っていますので、委員の指摘を踏まえ対応したいと思います。

それから、人権啓発の仕事をやってまして、一番もどかしく感じていますのは、我々の仕事というのは、人の心に働きかける仕事であるだけに、なかなかその効果が見えないというのが非常にもどかしいところであり、それをどうやって測定をし、あるいは次の事業に結びつけていくかということが、絶えず内部でも議論しているのですが、なかなかつかみにくい点で非常に困っています。

ただ、手応えを感じつつあるのは、先ほど出ましたサポーターについても、どれだけの人が本当に登録してもらえるか心配していたのですが、今年の目標は200人だったのですが、それをはるかに超えて370名ほどが登録をしていただけたとか、サポーターの皆さんから人権についての意見や感想が寄せられるようになっていたとか、FM、アルファステーションを使って、去年から若い人向けの番組をしています、関心がないのではないかなと思った若い人たちから、その一つ一つの番組について感

想が寄せられ、非常に手応えを感じています。そういう意味では、トータルの効果というのは見えませんが、一つ一つの事業を見てみると徐々に効果が上がってきているなという感じをしています。

人権啓発フェスティバルの中心になるのは、私ども京都府と京都市、それから法務局です。この三者が中心になって運営をしていくことになろうかと思います。

それから、これに企業も参加をしてもらった方がいいのではというお話がございました。私どもも同じように思っており、人権啓発推進会議、これは府内の12の団体で構成していますが、これは府や京都市、町村会、商工会議所、農協中央会、あるいは社会福祉協議会、こういった団体、12団体入っ
ていまして、この方たちに協力をお願いして、連携をしてできたらいいと思っています。

○座長

京都府、京都市、それから法務局、私から見ましたらこれはみな役所です。普段からの教育、そういう意味では教育委員会にもお願いしたいのですが、人権というのはこういうものというか思い込み、決めつけがあって、そうではなく人権がみんなのもので、ごくそこにある問題であるという発想、それを初等教育の段階から行えば、自分の問題として考える。ですから、フェスティバルもそういう姿勢が引き出せるような工夫を凝らしていただいて、中身を自分たちの問題として考える、その素材はそこらじゅうにあると思いますので、それこそ企業のコストレベルとしてちゃんと合うような発想をフェスティバルにも持ち込んでいただけたらと思います。

ほかに何かございませんか。

○委員

今、命が軽視されて簡単に殺れていくというニュースを見ていて、いたたまれない思いです。そんな中で、京都府が人権を中心に置いて、ここに立つぞというような動きが今すごく必要ではないかと。この世界人権宣言の60年ということは、すごく大きな意味を持つと思っています。そのキーワードとして、今言われた人権啓発サポーターの人たちが、だれかを引っ張ってくるとか、何かそういう一因になるというのか、そういう動きも重要ではと思っています。

○委員

フェスティバルの話ですが、主催が法務省と京都府と京都市ですが、教育委員会はいらないんですか。共催とか関係ないですか。

●事務局（人権啓発推進室）

教育委員会とも一緒にしますが、主催者としては京都府、京都市、国という形で進めようと思っています。教育委員会とは話をして、京都府教委、京都市教委それぞれがいろんな形で御参加いただく計画を練ってるところです。

○委員

共催という形で、たった2日のイベントで終わらさないで、プレイベントという形で各地域で回してもらって、それを教育委員会の方にしてもらおう。プレイベントで盛り上げていって、2日でやって、ポストイベントといった連続行動とかそういう流れで、教育委員会は地道な仕事をやる力を持ってらっしゃると思うので、そういうようないまい連携するようなものを是非実現していただけたらと思います。

○座長

世界人権問題研究センターも遷都1200年事業が打ち上げ花火で終わるので、継続的なものをやろうとして設立されました。今の委員の発言は、非常に大事だと思います。フェスティバルは一つの契機で、その前後のつながりをどうやってうまく建設的にするかという発想で、もちろん教育委員会も主体的に参加していただけるようなシステムが大切ではないかと思います。

●事務局

我々も11月8日、9日のその2日だけのフェスティバルというふうには全く思ってません。これを一つの核にして、1年間を通じて世界人権宣言を一つのキーワードにして、この啓発を1年間続けてやりたいと思っていて、プレイベントもあれば、向日市、長岡京市は具体的に言いましたが、いろいろな形で1年間を通じて盛り上げていきたいと思っています。

その第一弾として、3月20日の新聞広告に、この世界人権宣言のPRの新聞広告を出しています。第1弾ですが、これから徐々に11月8日、9日に向けて盛り上げていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

それから、先ほど質問があったサポーターですが、休憩時間のうち確認しましたので御紹介します。

まず、サポーターは、どの地域の人が多いかという御質問ですが、京都市が50%ということで、それから京都市以外が37.5%、それから京都府以外が12.5%ということで、地域はそういう形になっています。京都市以外はどういう地域かというところまでは分析できていませんので御了承いただきました。

いと思います。

それから年齢が一番多いのは50代で18.5%、それから2番目が60代で17%、3番目が40代で12.7%で、この40、50、60代が中心なんですけれども、30代の方も10.9%いますし、それから20代の方も6.7%、それから10代の方も4.2%おられます。こういった中高年の方だけでなく、若い世代にも登録をしていただけるような取組が今後課題ではないかというのは、感じています。

○座長

時間は議長が決めるのではなく、決められた時間をいかにうまく使うかというのが私の役割と考えています。

短い時間でしたが、集中的にいろいろな御意見をありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、人権は、ずっとつながってる問題ですので、我々についても会合のときだけではなくて、そこで提案等されたものを長期的な視野で生かしていただけたらと思います。

●事務局

私ども京都府で、府民の方がいろいろお問い合わせとかをされる場合でも、行政組織が非常に複雑になっていますので、どこに相談したらいいかわからないということで、あるいは相談をしましても、非常に専門分野が細分化している中で、たらい回しにされてるということがありますので、それをなくすために、総合的に、統一的にお問い合わせとか御相談、御質問等をお受けする組織をつくるということで、昨年8月にオープンいたしました。

これは政令市などではされてますが、都道府県では初めてオープンいたしまして、あわせまして、従来府民相談ということでお受けしていたところも合体して、京都府庁の1号館1階の入り口、一番わかりやすいところに、京都府のいろいろ木材でつくりました本箱等も置きまして、くつろいでいただける環境もつくり、オープンいたしました。

事業の内容等については資料につけていますが、私どもとしては、これによっていろいろどこに問い合わせたらいいかわからないというところは、ここ1本で聞いていただいたらいいですよと、私たちが調べてお答えしますよという環境をつくれたということと、チラシ等にもありますように、基本的にお電話でいただいたものについては、その場でお答えするようにしています。メールやファクスについても、翌日までにお答えすることをお約束していますので、こういう気風というのは職員にも協力をしてもらい、つくってこれたということで、そういう二つの成果があったと思っています。

来年度につきましても、引き続き迅速、的確な対応していこうと思っています。

●事務局

資料4-3を御覧ください。国際センターにおける外国籍府民のための生活相談ということで、前回7回のときに、委員から御指摘がございましたことについての回答になろうかと思います。

国際センターでは、いろんな生活相談を受けており、多言語でそれぞれ曜日を指定し、午後から電話、ファクス、手紙、メール等によって相談を行っています。平成19年度は、2月現在で1,880件であり、大体毎年2,000件を超えるような相談が来ています。

そこで、どういうふうに解決につなげているのかということの御質問でございましたが、様々な相談の中で、それぞれ対応については、国際センターの方で、こういった情報についてはある程度蓄積ができています。

したがって、医療・福祉に関することで、例えば健康保険の相談でしたら、市町村担当の方の窓口になるかと思いますが、本人の要望や疑問について聞き取った上で、市町村の窓口本人に代わり相談員が電話して、役場や関係者の方から対処方法をしっかりと確認し、それを本人にお返しをしているところです。

また、このセンターの相談員が、いろいろなことに興味を持っていただいております、自分の担当でない日でも相談日を別途設けたり、時には役所に一緒について行ったりしながら、なるべくその人から不安を取り除く形での対応に努めているところです。

○座長

ありがとうございました。質問、コメントがありましたらお願いします。

○委員

私も国際センターで相談員をしています。外国生活相談の中で金曜日が中国語になっているのですが、今年2月から私が担当することになりました。これからはもっと自分もレベルを高めていきながら、頑張っていきたいと思います。

そして、いろいろな方と連携しながら問題を解決できるようにしていければいいなと思いますので、よろしくお願いします。

○座長

ありがとうございました。

●事務局

本日いただいた御意見、御指摘については、できるものから順次実務の中に生かしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

フェスティバルを含めて御意見等がありましたら、人権啓発推進室に連絡いただければと思います。